

令和元年 1 2 月 6 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 5 1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用
について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1 5 1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（
平成 6 年 7 月 2 7 日職職 3 2 9）」の一部を下記のとおり改正したので、令和
2 年 1 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」
という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、こ
れを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応
する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲
げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないも
のは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第 3 条関係 1 年次休暇が認められる非常勤	第 3 条関係 1 年次休暇が認められる非常勤

職員の要件及びその日数は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1週間の勤務日が5日以上とされている職員、1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日

(略)

1週間の勤務日が4日以下とされている職員(1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。以下この において同じ。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下

職員の要件及びその日数は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1週間の勤務日が5日以上とされている職員、1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合(の規定による年次休暇(以下「夏季年次休暇」という。)を使用した場合を除く。) 次の1年間において10日

(略)

1週間の勤務日が4日以下とされている職員(1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。以下 において同じ。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であ

であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合又は雇用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる雇用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

(表略)

(削る)

るものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合(夏季年次休暇を使用した場合を除く。)又は雇用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる雇用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

(表略)

1月2日からその年の6月30日までの間に雇用され、雇用の日から6月間継続勤務することが予定されている職

員（その予定されている全勤務日の8割以上の出勤が見込まれない職員を除く。）のうち、当該雇用の日からの継続勤務が6月を超えることとなる日（以下において「特定日」という。）において、1週間の勤務日が3日以上とされると見込まれる職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上とされると見込まれるものが、当該雇用の日からその年の6月30日までの間（当該雇用の日が4月2日以降である職員にあっては、当該雇用の日から3月間）継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合当該雇用の日の属する年の7月1日（当該雇用の日が4月2日以降である職員にあっては、当該雇用の日からの継続勤務が3月を超えることとなる日）から同年9月30日（当該雇用の日が3月30日以

前である職員にあっては、特定日の前日)までの期間において、特定日において1週間の勤務日が3日以上とされると見込まれる職員にあっては次の表の上欄に掲げるその見込まれる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、特定日において週以外の期間によって勤務日が定められると見込まれる職員にあっては同表の中欄に掲げるその見込まれる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで
日数	3日	2日	1日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

夏季年次休暇を使用した職員が、雇用の日から6月間継

(削る)

続勤務し全勤務日の8割以上
出勤した場合 次の1年間に
において、夏季年次休暇を使用
しなかったとしたならば当該
職員が 又は に規定する要
件に応じこれらの規定により
それぞれ付与されることとな
る年次休暇の日数から当該職
員が既に使用した夏季年次休
暇の日数（1時間を単位とし
て使用した場合のその時間数
を含む。）を減じて得た日数
（当該日数が0を下回る場合
にあっては、0）

2 （略）

3 年次休暇（夏季年次休暇及び
この項の規定により繰り越され
たものを除く。）は、20日を
限度として、次の1年間に繰り
越すことができる。

4～7 （略）

第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱い
については、それぞれ次に定め
るところによる。
(新設)

2 （略）

3 年次休暇（この項の規定によ
り繰り越されたものを除く。）
は、20日を限度として、次の
1年間に繰り越すことができる。

4～7 （略）

第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱い
については、それぞれ次に定め
るところによる。
— 第1項及び第2項の「人事

院の定める非常勤職員」は、
第 1 項第 8 号及び第 2 項第 1
1 号の休暇にあつては 6 月以
上の任期が定められている職
員又は 6 月以上継続勤務して
いる職員（週以外の期間によ
つて勤務日が定められている
職員で 1 年間の勤務日が 4 7
日以下であるものを除く。）
とし、同項第 4 号及び第 5 号
の休暇にあつては 1 週間の勤
務日が 3 日以上とされている
職員又は週以外の期間によつ
て勤務日が定められている職
員で 1 年間の勤務日が 1 2 1
日以上であるものであつて、
6 月以上継続勤務しているも
のとし、同項第 6 号の休暇に
あつては同号に規定する申出
の時点において、1 週間の勤
務日が 3 日以上とされている
職員又は週以外の期間によつ
て勤務日が定められている職
員で 1 年間の勤務日が 1 2 1
日以上であるものであつて、
任命権者（国家公務員法第 5

5条第1項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。)を同じくする官職(以下このにおいて「特定官職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定官職に引き続き採用されないことが明らかでないものとし、第2項第7号の休暇にあつては初めて同号の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日

につき定められた勤務時間が
6時間15分以上である勤務
日があるものであって、特定
官職に引き続き在職した期間
が1年以上であるものとする
。この場合において、「継続
勤務」については第3条関係
第2項の規定の例によるもの
とする。

— の「引き続き在職」する
ものであるかどうか又は「引
き続き採用」されるものであ
るかどうかの判断は、それぞ
れその雇用形態が社会通念上
中断されていないと認められ
るかどうかにより行うものと
し、「引き続き採用されない
ことが明らかでない」かどう
かの判断は、第2項第6号に
規定する申出の時点において
判明している事情に基づき行
うものとする。

— ~ — (略)
(削る)

(新設)

— ~ — (略)

— 第2項の「人事院の定める
非常勤職員」は、同項第4号
及び第5号の休暇にあっては

1週間の勤務日が3日以上と
されている職員又は週以外の
期間によって勤務日が定めら
れている職員で1年間の勤務
日が121日以上であるもの
であって、6月以上継続勤務
しているものとし、同項第6
号の休暇にあつては同号に規
定する申出の時点において、
1週間の勤務日が3日以上と
されている職員又は週以外の
期間によって勤務日が定めら
れている職員で1年間の勤務
日が121日以上であるもの
であって、任命権者（国家公
務員法第55条第1項に規定
する任命権者及び法律で別に
定められた任命権者並びにそ
の委任を受けた者をいう。）
を同じくする官職（以下この
において「特定官職」とい
う。）に引き続き在職した期
間が1年以上であり、かつ、
当該申出において、の規定
により指定期間の指定を希望
する期間の初日から起算して

93日を経過する日から6月
を経過する日までに、その任
期（任期が更新される場合に
あっては、更新後のもの）が
満了すること及び特定官職に
引き続き採用されないことが
明らかでないものとし、第2
項第7号の休暇にあっては初
めて同号の休暇の承認を請求
する時点において、1週間の
勤務日が3日以上とされてい
る職員又は週以外の期間によ
って勤務日が定められている
職員で1年間の勤務日が12
1日以上であるものであり、
かつ、1日につき定められた
勤務時間が6時間15分以上
である勤務日があるものであ
って、特定官職に引き続き在
職した期間が1年以上である
ものとし、同項第11号の休
暇にあっては6月以上の任期
が定められている職員又は6
月以上継続勤務している職員
（週以外の期間によって勤務
日が定められている職員で1

(削る)

第1項第8号の「人事院の定める日」は、勤務時間が割り振られていない日とし、同号の「原則として連続する3日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には

年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)とする。
この場合において、「継続勤務」については第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

の「引き続き在職」するものであるかどうか又は「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、それぞれその雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、第2項第6号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(新設)

1 暦日ごとに分割することが
できるものとする。

__・__ (略)

__ 第 2 項第 4 号の「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職 3 2 8）」第 1 4 の第 1 項の規定の例によるものとし、同号の「人事院の定めるその子の世話」は、その子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 3 3 号）第 6 条第 4 項第 1 号において子に含まれるものとされる者を含む。以下この__において同じ。）に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、「人事院の定める時間」は、勤務日 1 日当たりの勤務時間に 5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合

__・__ (略)

__ 第 2 項第 4 号の「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職 3 2 8）」第 1 4 の第 1 項の規定の例によるものとし、同号の「人事院の定めるその子の世話」は、その子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 3 3 号）第 6 条第 4 項第 1 号において子に含まれるものとされる者を含む。以下この__において同じ。）に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、「人事院の定める時間」は、勤務日 1 日当たりの勤務時間に 5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合

にあつては、10)を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であつて1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

— 第2項第5号の「同居」には、非常勤職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとし、同号の「人事院の定める世話」は、次に掲げる世話とし、「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5(要介護者が2人以上の場合

にあつては、10)を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であつて1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

— 第2項第5号の「同居」には、非常勤職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとし、同号の「人事院の定める世話」は、次に掲げる世話とし、「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5(要介護者が2人以上の場合

合にあつては、10)を乗じて得た数の時間とし、「人事院の定めるもの」は、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であつて1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ (略)

__ ~ __ (略)

2 ~ 4 (略)

合にあつては、10)を乗じて得た数の時間とし、「人事院の定めるもの」は、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であつて1時間未満の端数があるもののすべてを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

ア・イ (略)

__ ~ __ (略)

2 ~ 4 (略)

以 上